



様式第12号(第18条関係)

袖ヶ浦市指令第413号の25
令和8年3月26日

エコシステム千葉株式会社 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



許 可 証

令和8年3月20日に申請されました一般廃棄物処分業を袖ヶ浦市廃棄物等の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号 第8号の25
- 2 事業の範囲
 - (1) 業の種類 一般廃棄物処分業
(ロータリーキルン焼却)
 - (2) 取扱廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ、し尿・浄化槽汚泥、焼却灰、
ばいじん、感染性一般廃棄物
但し、1号炉は動植物性残渣(貝殻)に限る。
 - (3) 営業区域・場所 袖ヶ浦市長浦拓1号1-511-132
30-2~30-5
- 3 許可期限 令和10年3月31日
- 4 許可条件
 - (1) 契約事業所名簿以外の廃棄物の焼却処分を行ってはならない。
 - (2) 焼却施設における作業は、廃棄物が飛散・流失しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。
 - (3) 一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- 5 処理施設等の所在地 袖ヶ浦市長浦拓1号1-511-132
30-2~30-5(1号炉・2号炉)
- 6 処理施設の種類及び処理能力
 - (1) 施設の種類 ロータリーキルン焼却炉
 - (2) 処理能力 1号炉240t/日 2号炉600t/日

7 許可年月日

新規許可年月日

変更許可年月日

再交付年月日

令和 8年 4月 1日

令和 年 月 日

令和 年 月 日